「三重県G7交通大臣会合推進本部(仮称)」の設置について

令和4年9月20日 雇用経済部

1 設置目的

2023 年に本県において開催されるG7交通大臣会合の円滑な開催に向け、 各部局との連携、総合調整を図ることを目的とする。

2 三重県G7交通大臣会合推進本部(仮称)の所掌事項

推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- ・G7交通大臣会合の円滑な実施を図るための総合調整に関すること
- その他G7交通大臣会合の推進に必要な事項に関すること

3 推進本部の組織体制・・・別紙2

推進本部の組織体制は、次のとおりとする。

(1) 推進本部

ア 構成員:本部長、本部長代理、副本部長、本部員

イ 議 題:推進本部の所掌事項に関する意思決定

(2) 幹事会

ア 構成員:幹事長、幹事

イ 議 題:推進本部に提案する事項

各部局等の施策について相互に調整を要する事項

(3)委員会

必要に応じて設置する。

(4)事務局

雇用経済部内に設置予定。